

「特化則」改正に伴う関連商品

金属アーク溶接等作業主任者の職務が追加されました

改正 特定化学物質障害予防規則 令和5年10月1日から施行

金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習を修了した者のうちから、金属アーク溶接等作業主任者を選任することができます。

NEW

金属アーク溶接等作業主任者の職務 (特化則 第28条の2)

金属アーク溶接等 作業主任者の職務

1. 作業に従事する労働者が溶接ヒュームにより汚染され、吸入しないように、作業の方法を決定し労働者を指揮すること。
2. 全体換気装置その他労働者が健康障害を受けることを予防するための装置を1月を超えない期間ごとに点検すること。
3. 保護具の使用状況を監視すること。

作業主任者	正	
氏名	副	

94-Z

450×300/SCボード(1mm厚)

NEW

金属アーク溶接等作業主任者の選任 (特化則 第27条 第2項)



858-A

37×57/金地ステッカー

関係者以外の立入禁止の措置と表示 (特化則 第24条)



SK-151 ●片面タイプ

720×450/帆布(0.5mm厚)
※設置サイズ 620×370

喫煙・飲食禁止の 措置と表示

(特化則 第38条の2)



321-H

360×120
SCボード(1mm厚)

アーク溶接作業者の遵守事項

1. アーク溶接作業の特別教育を受けた者以外は、作業に従事しないこと。
2. 遮断防止装置や帯電のついた自動に電源を接続し、機体アースを確実に取り付けること。
3. 作業前に電線ホルダの絶縁部の破損、スパッタの付着がないか点検すること。
4. 接続部に充電部分の漏れ等がないか点検すること。
5. 自動電撃防止装置の機能が正常か点検すること。
6. 作業にあたっては、有効な呼吸用保護具、しゃ光部、保護手袋を必ず着用すること。
7. ホルダーは地面に設置しておかず、必ず木箱等の絶縁物の上におき、かつ、電線をとりつけたまま設置しないこと。
8. 雨天時、作業終了時等には必ず防滴漏いすること。
9. 終了時は、屋外溶接作業を行わないこと。
10. 作業中断時、作業終了時には、必ず電源スイッチを切ること。

資格者名

94-Y

450×300
SCボード(1mm厚)

アーク溶接作業中 (特定化学物質・粉じん作業場)

有効な呼吸用保護具使用者
以外立入らないでください

- #### アーク溶接作業者の遵守事項
1. アーク溶接作業の特別教育を受けた者が行うこと。
 2. 溶接ヒューム、粉じんの有害性について教育を受けた者が行うこと。
 3. 有効な呼吸用保護具、しゃ光部、保護手袋を使用すること。
 4. 屋内作業場では全身換気装置等を設けること。
 5. 電気溶接機は自動電撃防止装置を使用し、作業開始前にその動作を確認すること。
 6. ホルダーの絶縁部が破損したものを使用しないこと。
 7. 作業中断時、終了時は必ず電源を切ること。
 8. 作業場所に消火器を設置すること。

作業中

27-H

450×300
SCボード(1mm厚)

アーク溶接作業には有効な 呼吸用保護具を 必ず使用!



アーク溶接はじん肺の恐れのある「粉じん作業」です。発生する「溶接ヒューム」は健康障害の恐れのある「特定化学物質」です。

27-C

450×300
SCボード(1mm厚)

有効な呼吸用保護具の使用 (特化則 第38条の21)

指定防護係数10



3331-A

指定防護係数33



3332-D ●PAPR

指定防護係数1000



3336 ●PAPR

「特化則」改正に伴う推奨商品です!

